

2023(令和5)年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜(前期)・法曹基礎課程特別選抜(開放型)

試験科目: 刑事法(刑法)

【設問】

以下の【事例】に記載された事実が真実であることを前提にして、X、Y及びZの罪責について論じなさい(特別法違反の罪は除く。)。

【事例】

1 コンビニエンスストア甲(以下「甲」という。)の経営者X(61歳・男性・身長165cm・体重65kg)は、勤務態度が悪く、客と頻繁にトラブルを起こしていた従業員Y(25歳・男性・身長182cm・体重85kg)を解雇することにした。2021年9月1日(以下「2021年」は省略する。)、XがYに対して解雇する旨を伝えたところ、Yはそれを承諾したが、その際、「こっちから辞めてやるよ。こんな店、つぶれちまえ。」と悪態をついた上、Xを脅そうと考え、Xに対して、「あんた、夜道を歩くときは、背後に気を付けなよ。」と言った。

2 不況で失業したZ(35歳・女性)は、以前、甲で買い物をした際、Yとトラブルになり不愉快な思いをしたことがあったため、「報道機関に甲の評判を下げる報道を行わせよう。そうすれば、失業した憂さも晴れるだろう。」と考えた。11月1日午後1時ころ、Zは甲において紙パック入りのオレンジジュース(以下「本件ジュース」という。)を購入した後、自宅に持ち帰り、その中に自ら家庭用洗剤を注入した上、それを口に含み、少量を飲み込んだ後、残りを吐き出した。同日午後2時ころ、Zは本件ジュースを持参して交番に赴き、警察官Aに対して、「甲で買ったオレンジジュースを飲んだが、異変に気付いて吐き出した。舌がピリピリする。」などと告げた。AはZの申告内容を信じ、Zと共に病院に行くなどした。同日午後7時ころ、警察から報道機関に対し、この件に関する発表があり、それを受けた報道機関数社が、翌2日、新聞紙上において、「甲において異物が混入されたオレンジジュースが陳列・販売されていた。」ことを内容とする報道を行った。

3 本件ジュースに異物を混入したのはYだと考えたXは、Yを問い合わせるために、11月3日午後6時ころ、普通乗用自動車(以下「X車」という。)でYの自宅付近に赴いた。Xが路上に駐車してYが帰宅するのを待っていたところ、同日午後8時ころ、Yが現れた。XはX車から降りると、Yの方に歩いて近づき、Yに対して、「お前がジュースに異物を入れたんだろう。嫌がらせにもほどがある。謝れ。」と言ったが、身に覚えのないYが、「言いかりをつけるのはやめろ。」などと言ったため、両者は口論になった。

XはYが本件ジュースに異物を混入したことを認めないと立腹し、「Yは短気だから、怒って殴りかかるかもしれない。」と思いつつも、Yに対して、「お前、相変わらず態度が悪いな。育ちが悪いんだろうな。辞めでもらってよかったよ。」と言った。それを聞いたYは激高し、Xを殴打しようと、Xの胸ぐらをつかんだ。Yが予想以上に激しく怒っている様子を見たXは、怖くなり、胸ぐらをつかんでいるYの手を振り払うと、X車の方に走って逃げたが、YはXを追いかけた。X車内に果物ナイフを置いていることを思い出したXは、それをYに示すことでYが近づいてくることを防ぎ、殴られないようにしとうと考え、X車の運転席側のドアを開け、上記果物ナイフを取り出すと、右手で腰の辺りに構え、2メートルほど離れて対峙していたYに対して、「こっちに来るな。刺すぞ。」と言った。しかし、Yはこれにひるむことなく、Xに対して、「刺せるものなら、刺してみろ。」と言って近づいてきたため、Xは、さらにYに対して、大きな声で、「刺されたいのか。」と申し向けた。なお、Xは実際に上記果物ナイフでYを刺すつもりはなかった。

以上